



2026 年 5 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社テクノスマート
代表者名 代表取締役社長 飯田 陽弘
(コード番号 6246 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理統括部長 高橋 要
(TEL. 06-6253-7200)

業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット）の継続

及び株式報酬上限額改定に関するお知らせ

当社は、2023 年 6 月 27 日開催の第 89 期定時株主総会でご承認いただき、導入いたしました取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に対する業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット。以下、「本制度」といいます。）について、本日開催の取締役会において一部変更して継続することを決定しましたのでお知らせいたします。

なお、本制度を継続するにあたっては、あらかじめ社外取締役を主要な構成員とする任意の指名・報酬委員会に諮問いたしましたが、異議はございませんでした。

また、本制度継続後も対象取締役の報酬総額は 2019 年 6 月 25 日開催の第 85 期定時株主総会においてご承認いただいた年額 280,000 千円以内とし、業績連動型株式報酬割合を高めることといたします。詳しくは後記 2（2）をご参照ください。なお、本件は 2026 年 6 月 25 日開催予定の第 92 期定時株主総会議案として付議することも合わせてお知らせいたします。

記

1. 本制度の目的

本制度は、対象取締役に対して、その報酬等と当社の業績及び株式価値との連動性をより一層強めることにより、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。

2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、後日公表予定の第 4 次中期経営計画に対応する事業年度からなる業績評価期間中の当社業績等の目標を当社の取締役会において予め設定し、当該数値目標の達成率等に応じた数の当社株式を交付するための金銭報酬債権を、業績評価期間分の報酬等として付与する業績連動型の株式報酬制度です。従って、対象取締役への当該金銭報酬債権の支給は、原則として業績評価期間終了後に行います。

対象取締役は後記にて算定される金銭報酬債権を現物出資財産として払込み、当社株式の発行または処分を受けるものといたします。なお、対象取締役に対する金銭報酬債権の支給は、後記に定める評価対象期間の満了後に行うため、本制度継続時点では、対象取締役に対してこれらの交付を行うか否か、並びに交付する当社普通株式の数は確定していません。

(1) 対象期間

業績目標の達成度を評価する期間は、後日公表予定の当社第4次中期経営計画に対応した2027年3月期から2029年3月期までの3事業年度（以下、「評価対象期間」といいます。）といたします。なお、原則として今回の評価対象期間終了後も続く各3事業年度を対象期間とする本制度を実施する予定です。

(2) 対象取締役に対して交付する株式の上限数及び金銭報酬債権の上限額改定

本制度に基づき、対象取締役に交付する当社普通株式の交付上限株式数の総数は60,000株（現行：40,000株）以内とし、対象取締役に支給される金銭報酬債権の総額は90百万円（現行：70百万円）を上限といたします。なお、当該上限は評価対象期間に対応した複数事業年度にわたる職務執行の対価に相当する分を評価対象期間の満了後に一括して支給することを想定して定めております。評価対象期間は3事業年度を想定しているため、1事業年度あたりの上限額としてはそれぞれ3分の1に相当する株数及び金額となります。なお、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社株式の株式無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合には、当該分割または併合の効力発生日以降、当該分割または併合の比率に応じて、当該交付する株式の上限数を必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

(3) 本制度に基づく最終交付株式数の算定方法

各対象取締役に対して交付する当社普通株式の数（以下、「最終交付株式数」といいます。）は、各対象取締役の役位等に基づく基準交付株式数、評価対象期間における業績目標達成度等に基づく支給率を当社取締役会において決定し、これらに基づき算定されるものといたします。

(4) 株式等の交付の手続き

上記（3）で決定された最終交付株式数に係る当社普通株式の交付は、以下のとおり行われます。

- (i) 当社は、各対象取締役に対して、当該対象取締役に交付される最終交付株式数に当社普通株式の発行または処分の払込金額を乗じることにより算定された額の金銭報酬債権を支給し、対象取締役による当該金銭報酬債権の現物出資と引換えに対象となる当社普通株式を交付いたします。
- (ii) 前（i）に定める当社普通株式の発行または処分の払込金額は、交付時株価を基礎として、当社普通株式を引き受ける各対象取締役に特に有利な金額としない範囲で当社取締役会において決定いたします。

(5) 対象取締役に対する株式交付の要件

本制度においては、評価対象期間が終了し、以下の要件を満たした場合に、対象取締役に対して当社普通株式の交付を行います。

- ① 評価対象期間中に対象取締役が継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったこと
- ② 当社取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
- ③ その他本制度の趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

なお、対象取締役が死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役または当社取締役会が定めるいずれの地位をも喪失した場合、評価対象期間開始時に対象取締役でなかった者が新たに対象取締役に就任した場合、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては当社取締役会）で承認された場合、その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合には、必要に応じて当社取締役会において合理的に定める時期において、合理的に調整を行った数及び額の株式及び金銭を交付し、または、当該交付に代えて、当該株式等に相当する額として当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものといたします。

以 上